

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす
る。

令和 6 年 6 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める府令の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 特定教育・保育施設等が、当該施設の利用申込者に対し施設の運営規程等の重要事項を説明する際に、文書の交付に代えて提供することができる電磁的記録媒体について、特定の媒体に限定しない規定に改めることとした。
- 2 特定教育・保育施設等は、施設の運営規程等の重要事項について、書面による掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととした。